

せいそう 労働者 速報

2021 年 11 月 10 日

No. 1172

東京清掃労働組合

企画・総務局

2021 年度賃金確定（第 3 回）専門委員会交渉を実施

定年延長制度、具体的内容について協議

11 月 10 日（水）15 時 30 分から、2021 年度賃金確定（第 3 回）専門委員会交渉を実施し、今期賃金確定交渉の最大の課題である定年延長制度について、わが組合の考え方を主張してきました。

改正法の趣旨に則り、「活用」ではなく「活躍」できる賃金水準を

国家公務員法等の一部を改正する法律案では、その趣旨を「豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため」としており、我われが適用される地方公務員法の一部改正にあたっても、趣旨は同様だと考えています。総務省による「定年引上げの実施にむけた質疑応答」の中には、「60 歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は、給与水準が維持されることが望ましい」とあります。

また、「60 歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用すること等を目的としている定年の引上げに伴うものであり、全体として不利益な変更ではなく、現行の再任用と比べれば相応の処遇が確保されていること」とあります。

こうしたことを踏まえれば、月例給において定年延長者が再任用賃金を下回るという実態は、改正法の趣旨に合いません。

改正法の趣旨に則り、全ての職員が、能力を十分に発揮し、安心して退職まで働き続けることができる賃金制度とすることを我われは求めています。真に職員の能力及び経験を活用するのであれば、それに見合った賃金とすることは当然と考えておりますので、改正法の趣旨に則った賃金水準とすることを主張してきました。

定年年齢を国の労務職員と同等にすること

国家公務員の労務職員（現業職員）の定年年齢は、現在 63 歳と定められています。労務職員についても定年年齢は段階的に 65 歳に上げられますが、給料月額が 7 割となるのは、当分の間、現在の定年年齢 63 歳に達した日以後の 4 月 1 日からとなります。

昭和 60 年の 60 歳定年制を導入するにあたり、現業職は中高年での中途採用者も多く 63 歳定年制としました。当時はこれを基本としましたが、賃金についても行政職俸給表（一）を横引いていたため、賃金に格差がないことを理由に行政職

と同様に 60 歳定年と変更した自治体もありました。

しかし、23 区の清掃職員については、現在でも 30 歳前後の採用も多く、2008 年の 9 %削減や 2011 年の級格付制度の廃止等を経た現在に至っては、行政職との賃金格差が生じていますので、こうしたことから、定年年齢を国の労務職員と同様の 63 歳とすべきと我われは主張してきました。

定年延長による、昇任資格基準も上げるべき

清掃職場では、統括技能長や技能長について定数化されており、退職による昇任枠しか存在しないことから、各区において昇任機会があまりにも少なすぎる実態があります。職員の平均年齢は 50 歳を超えており、技能長職の任用資格基準を満たしている職員が多く存在します。統括技能長においても同様です。担当技能長職が労使妥結の下で設置されましたが、未だ設置されていない区もあり、昇任圧力の緩和には十分な効果を発揮していません。

このような状況の中で定年延長が実施されれば、さらに 5 年間もポストが空かないということになり、選考自体が実施されないことも少なくありません。昇任選考は 1 年だけでも空いてしまえば、受験する職員のモチベーションは著しく低下するものであり、次の選考を諦める職員も残念ながら存在します。また、ポストが空かないことによって、昇任意欲がある職員の年齢が昇任資格基準の年齢を超えてしまうという大きな問題もあります。これは職務に精励してきた職員の気持ちを踏みにじるものであり、制度変更による一過性の問題として片づけられるものではありません。

清掃事業は住民に身近な公共サービスとして、コロナ禍においても区民のニーズに応えるべく、職員は不断の努力をしてきました。今後も社会情勢に照らし合わせてサービスを向上させていくためには、まさしく 60 歳を超えた職員が最大限活躍できる職域を確保しつつ、後進が昇任意欲を持って職務に邁進できる組織にすることが必要だと考えます。そのためには、統括技能長、技能長の取扱いについて、担当技能長を含め、職場実態に見合った任用制度とすることが必要です。

それと同時に、定年年齢の引上げに伴い、一定の年齢まで受験できるよう、任用資格基準の年齢上限についても引き上げなければなりません。

非常に厳しい状況ですが、我われは最後まで諦めることなく協議に臨みます。

残された時間はあとわずかですが、我われが求める賃金水準や定年延長に係る諸制度を勝ち取るため、引き続き、各支部・組合員のご理解とご協力をお願いするとともに、職場から最後の追い上げを是非とも宜しく願います。